2025 年 4 月 1 日

JICA タイ事務所

# JICA 海外協力隊
# 赴任前留意事項

## タイ

※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

１．　赴任時の携行荷物について
（１）　赴任時に必ず持参するもの
（２）　赴任時の携行荷物についての留意事項
（３）　英文診断書の持参について
（４）　空港税関での留意点

２．　別送荷物について
（１）　日本からの荷物の送付について
（２）　通関情報

３．　通信について
（１）　パソコン、インターネットの普及状況
（２）　携帯電話の使用について
（３）　連絡手段

４．　現金の持ち込み等について
（１）　現金持込にかかる注意
（２）　両替について
（３）　赴任時の持参金の参考

５．　治安状況について（JICA の安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
（１）　反政府集会・デモ、テロ等について
（２）　日本政府及び JICA の渡航制限について

６．　交通事情について
（１）　タイの交通事情とバイクタクシー利用の禁止について
（２）　夜間の都市間移動（都県を跨る移動）の禁止について
（３）　着任時オリエンテーション期間と任地赴任後約 1 か月間の移動制限

７．　任国での運転について

８．　医療事情について
（１）　かかりやすい病気

（２）　医療事情
（３）　予防接種
（４）　医薬品や衛生用品について

９．　防蚊対策について

１０．その他
（１）　王室について
（２）　仏教関係について
（３）　服装に関して
（４）　隊員住居について
（５）　パソコンのアプリケーションについて

１１．バンコク（スワンナプーム空港）到着時の注意事項

## 1．　赴任時の携行荷物について

### （1）　赴任時に必ず持参するもの

※ JICA 海外協力隊ハンドブック 3-5「出発時の注意事項」を必ず確認の上、ハンドブックに記載されている「手荷物として持参するもの」に加えて、以下を持参ください。

①JICA 海外協力隊ハンドブック
②国際協力共済会会員ハンドブック　（データ）
③携行医薬品等
（体温計、常備薬など）
④表敬訪問等で着用し得る服装（スーツ）・革靴
⑤マイナンバーカード
（国外転出者向け手続き済み、もしくは失効手続き済みの原本を持参。現地銀行口座開設時に必要）
⑥タイで使用する携帯電話機（スマートフォン）
（JICA タイ事務所から電話機の貸与はありません）※３.「通信について」参照

### （2）赴任時の携行荷物についての留意事項

タイでは、多くの日常生活用品・化粧品等・衛生用品・日本食・日本語書籍などが購入可能です。郵送費や手数料をかけて日本から送付するより現地で購入した方が結果的に安価な場合が多いため、荷物は少なくすることをお勧めします。また、最近は郵送物が宛先まで届かずに郵便局に留め置かれ、高額な手数料を支払うケースも頻発しています。（詳細は次ページ「別送荷物について」参照）なお、バンコクから任地赴任に航空機（国内線）利用が必要な場合、航空券に付与される預け入れ荷物は原則 20 kgです。これを超える預け入れ荷物費用は、支給された移転料から自己負担となります。また、航空会社や便により、預け入れ荷物の重量制限が設けられている場合があり、制限重量を超えた分の荷物は各自任地まで郵送いただきます。

### （3）英文診断書の持参について

慢性の持病がある場合には、本邦主治医の英文診断書（病名と治療薬の成分名(一般名)を記入）を持参することをお勧めします。その他、使い慣れた常備薬があれば、必要に応じて持参してください。（「８．　医療事情について」参照）

### （4）空港税関での留意点

**段ボール箱**での携行は内容検査や課税をされる可能性があるため**避けてください**。また、パソコンを預入荷物とすると課税される可能性があることから、手荷物の鞄に収納して携

行して下さい。

## 2．　別送荷物について

**（1）日本からの荷物の送付について**

荷物を赴任時に別送する場合は国際郵便（郵便小包・EMS）での送付方法がありますが、課税され高額な手数料（数万円相当）を支払うケースが発生しています。また手数料支払いの対象となった場合、住所まで直接届かずに郵便局や配送センターでの引き取りになるケースもあり、あまりお勧めできません。あくまで、自己責任での送付をお願いします。送付には任地（配属先・住居等）に直接送付、JICA タイ事務所へ送付の 2 通りが考えられます。それぞれ次の特徴があります。

① 任地に直接送付する場合

直接任地に送るため、バンコクから任地への再送付は必要ありません。引取り手続きは各自で行います。隊員（長期）の任地着任はタイ（バンコク）到着日の約 1 か月後です。隊員本人より先に荷物が届き宛先不明となり返送された事例もあります。家族等に頼んで任地着任後に送ることをお勧めします。

② JICA タイ事務所に送付する場合

JICA タイ事務所へ配達された荷物は、事務所にて一時保管します。税金・手数料等が必要な場合は、隊員本人が郵便局や配送センターに出向き引き取り手続きを行います。一定期間を過ぎると日額で保管料がかかりますのでご自身の到着にあわせての送付をお勧めします。

任地までは各自の責任で郵送または携行してください。船便で郵送した場合は、任地移動後に荷物が到着する可能性があります。その場合はバンコクに上京時に引取っていただくことになります。JICA タイ事務所に送付する場合の宛先は必ず次のとおり記入ください。

| |
|---|
| Hanako Sato, JICA VOLUNTEER（**氏名は必ずアルファベットで記入**）<br>C/O JICA THAILAND OFFICE<br>31st Floor, Exchange Tower, 388 Sukhumvit　Road, Klongtoey,<br>BANGKOK 10110, THAILAND |

◎宅配便での送付について（ヤマト運輸国際宅急便　佐川急便国際飛脚宅配便、DHL 等）

荷物を受取り時、業者側にパスポートを預ける可能性があり、公用パスポートの紛失・破損を防ぐため、**宅配便での送付は避けてください。**

◎アナカンについて
荷物の引取りに時間がかかり、高額な手数料もかかるため、**アナカンの使用は避けてください。**

**（2）通関情報**

タイ国税関の判断となるため必ず記載の通りとなるわけではありません。荷物送付時のあくまで参考情報としてお知らせします。

- 送り先、送付元、内容物名などは全て英語で記入する
- 内容物名には、「USED」（＊中古の意）と記入する（例：USED BOOKS）
- 内容物の評価額（送付票への記入額）は一箱、3 万円を超えないようにする（過去にタイ税関における評価額合計が 1,500 バーツ（約 6,300 円）を超えたために課税されたケースもあり。**課税については、担当官の判断によるところ**もあるため一概には言えません）
- **薬品（化粧品含む）、電化製品は検査を受ければ確実に課税対象、衣類や食品も少量以外は課税対象**
- 検査時に必要となる場合があるため送付内容品のリスト（英文）をあらかじめ作成して持参すること（荷物未着に備え送付状控えも持参）
- 荷物の未着、遅延が起こる可能性があるため留意すること

## 3．　通信について

**（1）パソコン、インターネットの普及状況**

タイ到着後すぐに使用をする機会があるため、ご自身のパソコンを携行してください（タイの電圧は 220V です）。タイでは主要メーカーの最新機種が購入可能ですが、日系メーカーのパソコンや日本語版のアプリケーションソフトは日本に比べ割高です。アプリケーションソフトは英語版、タイ語版も購入できます。インターネットについては、光回線、ADSL、ポケット型 wifi 等が日本と同様に普及しています（地方においては選択肢が多少狭まることもあります）。プロバイダの数は多くあり、加入手続きは簡単です。料金はプロバイダや契約形態によって異なります。※配属先によっては業務用 PC の準備がある場合もありますが、ご自身の PC を使用する可能性が高いです。

**（2）　携帯電話の使用について**

山間部のごく一部を除き、国内はほぼどこからでも携帯電話を利用することができます。

携帯電話機（スマートフォン）：タイで購入することも可能ですが、タイ到着日に緊急連絡

先を確保（SIM カード購入と電話契約）する必要がありますので、到着直後から使用可能な電話機を持参してください。日本で利用しているSIMフリーの電話機の使用も可能です。SIM ロックのかかった電話機はタイでは使用できませんので、日本で利用している電話機を引き続き利用する場合は、SIM ロックの解除など必要な手続きをあらかじめ日本で実施してくる必要があります。

SIM カード：主要な携帯電話会社は 3 社あり、特に指定はありません（AIS、DTAC、TRUE）。SIM の種類や契約形態はさまざまですので、各自ご自身にあったものをご準備ください（事前に各社 HP でも調べることができます）。SIM カードの購入、個人登録にはパスポート（原本）が必要です。到着日に SIM 購入可能な店舗をいくつか案内いたします。
SIM カードの準備および電話番号の JICA タイ事務所関係者への共有は、安全対策上原則タイ入国の当日に行いますのでご了承ください。なお、通常タイ入国の翌日に現地銀行口座を開設しますが、その際タイ国内で利用できる電話番号の登録が必要となります。

### （3）連絡手段

タイでは E メールに加え、コミュニケーションツールとして「LINE」が広く一般に普及しています。緊急時等の有事の際には、いずれかの連絡手段によってスムーズに連絡をとることができるよう、携帯電話番号、E メール、LINE の 3 つの連絡手段を JICA 関係者間で共有し、活用しています。

## 4．　現金の持ち込み等について

### （1）　現金持ち込みにかかる注意

円や米ドルでの持ち込みが便利です。また、タイ国内には国際 ATM ネットワーク網（「PLUS」や「Cirrus」等）と提携した ATM が設置されており、対応するカードを持っていれば、日本の国内口座から現地通貨（バーツ）で現金を引き出すことが可能です。サービスの利用手続きや利用手数料等は銀行によって異なりますので、詳細は各銀行にお問い合わせください。多くの各種店舗では、主要クレジットカードの使用が可能ですが、スキミング被害もありますので、慎重にご利用ください（VISA、MASTER が一般的に普及しています）。

### （2）　両替について

現金は、円、米ドル、ユーロなど銀行又は外貨両替所にて両替可能です。ただし多くの両替所は夕方には閉店しますので、タイ到着日に宿泊先へ到着する頃には近隣の両替所が閉店している可能性があります。両替には多くの場合でパスポート（原本）の提示が必要に

なります。タイ着任時にはビザ取得手続きのために事務所がパスポートを約１か月お預かりしますので、この間は、両替が出来ません。パスポートの預け入れ前に必要な両替を済ませてください。

**（３） 赴任時の持参金額の参考**（1 タイバーツ＝４.4 円、 １米ドル＝１５０円換算）
持参金の参考額は、家賃の有無、及び必要となる生活必需品は個人により異なることから、あくまで参考としてください（2021 年以降着任の隊員の多くは、持参金は長期の場合 200,000～300,000 円で十分余裕であったとのことです）。また、上記（１）の通り日本のカードによる現地通貨の引き出しも可能です。

1. 長期隊員

首都圏：約 264,000 円（内訳例参照）　＋現金 6,000 タイバーツ
地　方：約 193,600 円（内訳例参照）　＋現金 6,000 タイバーツ

（内訳例）住居入居までのホテル代 5 泊分（約 10,000 バーツ）＋家賃 2 か月分＋保証金 2 か月分（家賃首都圏 10,000 バーツ/月、地方 6,000 バーツ/月で計算）+生活必需品購入費（10,000 バーツ円）を想定

- **現金 6,000 タイバーツ（約 26,400 円）は到着日・翌日の食事代、携帯電話の SIM カード購入および電話契約、銀行口座開設に必要です。到着日当日に両替を行う時間がないため、日本にてご準備ください。**
- 上記参考金額には、タイに到着直後にお渡しする現地生活費は差し引いていません。現地生活費は到着時期により 1～３か月分を支給します。タイ到着翌日に小切手でお渡ししますので、同日中に銀行口座開設手続きをおこない、小切手を口座に入金します。即日、キャッシュカードが発行され（キャッシュカード発行にともなう手数料は自己負担）、ATM での出金が翌日午後以降に可能になります。以降、四半期分の現地生活費は JICA 本部から、現地銀行口座に前払いで振り込まれます。
- 住居入居までのホテル代とは、任地赴任後すぐに住居に入居ができない場合に発生する費用のことを指しますが、隊員による一時的な立替払いが必要です。住居に即日入居可能な場合はホテルへの宿泊は不要となります。
- 隊員が民間住宅を賃借する場合の住居費は、住居が決まり次第、住居費認定・承認手続き後、JICA タイ事務所から現地銀行口座に振り込みます。赴任当初にかかる住居費は一時隊員の立て替えとなりますが、それ以降の住居費は JICA タイ事務所から前払いで振り込まれます。
- 隊員が民間住宅を賃借する場合に発生する保証金（いわゆる敷金。家賃の 1-2 か月分）は**隊員の自己負担**となりますのでご注意ください。保証金は通常解約時に一部または全額返金されます。

- タイの到着時ホテルに滞在する際の電気代について、宿泊費に含まれる規定の電気代以上の使用量となった場合、追加請求される場合があります。規定はホテルにより異なります。追加請求された場合は自己負担となります。また、クリーニング等追加料金の発生するサービスを注文した場合も自己負担となります。タイに到着後滞在するバンコクの滞在ホテル、住居入居までのホテルでも同様です。

2. 短期隊員（派遣期間 6 か月を想定）

首都圏　約 520,000 円（内訳例参照）　＋現金 6,000 タイバーツ
地方　約 449,600 円（内訳例参照）　＋現金 6,000 タイバーツ

（内訳例）住居入居までのホテル代 5 泊分（約 10,000 バーツ）+家賃 2 か月分＋保証金 2 か月分（家賃首都圏 10,000 バーツ/月、地方 6 ,000 バーツ/月で計算）+生活費 6 か月分（約 50,000 円/月）を想定

- **現金 6,000 タイバーツ（約 26,400 円）は到着日・翌日の食事代、携帯電話の SIM カード購入および電話契約、銀行口座開設に必要です。到着日当日に両替を行う時間がないため、日本にてご準備ください。**
- 生活費（日当）は、赴任前に最大 180 日分（各自の派遣期間による）が本邦口座に振り込まれ、180 日以降は本人の希望により海外口座への送金が可能となります。赴任時に持参する生活費は各自の任期に合わせ調整してください。
- タイのホテルに滞在する際の電気代は、4 -（3）- 1 長期隊員の記載内容と同様です。

## 5．　治安状況について（JICA の安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

タイは比較的安全な国という印象がありますが、犯罪件数は多く、在タイ日本国大使館の邦人保護取扱件数は世界一です。特に、盗難（スリ、置き引き、ひったくり）、睡眠薬強盗、違法薬物、スキミング、交通事故等に注意が必要です。さらに近年は、日本人が殺人事件・強盗致傷事件などの凶悪事案に巻き込まれる事例も報告されている他、銃による殺傷事件も増えています。タイにおける凶悪事件発生率は、日本と比べても非常に高い水準で推移していますので、十分注意してください。

### （1） 反政府集会・デモ、テロ等について

バンコク都では、反政府集会・デモが頻繁におこなわれており、国内は言論、集会等の自由が制約される状況下にある点を留意する必要があります。また、IS が東南アジア地域のイスラム系組織と交流が活発であることをふまえ、IS によるテロなどの事案が発生する恐れがあり、この点にも留意が必要です。

## （2） 日本政府及び JICA の渡航制限について

① 日本政府のタイ渡航情報（危険情報）※2024 年 4 月 2 日最終更新

【レベル３】渡航は止めてください（渡航中止勧告）
ナラーティワート県、ヤラー県、パッターニー県及びソンクラー県の一部(ジャナ郡、テーパー郡及びサバヨーイ郡)

【レベル２】不要不急の渡航は止めてください。
ソンクラー県(レベル３地域除く)

【レベル１】十分注意してください。
プレアビヒア寺院周辺地域（タイのシーサケート県とカンボジアのプレアビヒア県との国境地域）

② JICA の安全対策措置について

タイ国内の一部地域は、一般渡航が禁止されています。最新の情報はタイ事務所に到着後、事務所からの「安全対策ブリーフィング」の際にお伝えします。

渡航・滞在中は、セルフディフェンスとして、メディアなどから最新情報を収集するとともに、集会やデモ等には近づかず、不測の事態に巻き込まれないように十分注意が必要です。現地での安全情報を入手するため、出発前に JICA 海外渡航管理システム（トコカン)、現地到着後は在留届の登録を必ず行ってください（トップページ｜在留届)。

参考：主な情報ソース

【日本政府】

- 在タイ日本国大使館ウェブサイト http://www.th.emb-japan.go.jp/
- 外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/

【日本語メディア】

- バンコク週報 http://www.bangkokshuho.com/
- ニュースクリップ http://www.newsclip.be/

【英語メディア】

- バンコクポスト紙 http://www.bangkokpost.com/
- ネーション紙 https://www.nationthailand.com/
- MCOT https://tna.mcot.net/category/english-news

## 6．　交通事情について

### （1）　タイの交通事情とバイクタクシー利用の禁止について

高速道路網の整備に加え、BTS（高架鉄道）や MRT（地下鉄）によって、バンコクの交通事情は、以前と比べると大分緩和されたと言われていますが、通勤時や降雨時には依然として大渋滞が発生しています。都市部では渋滞を背景にバイクタクシーの利用が増加しているため、二輪車が関係する事故が多くなっています。**JICA 関係者のバイクタクシーの利用及びバイクの二人乗りは禁止ですので、利用しないでください。**

JICA 関係者が交通事故に巻き込まれるケースが都市部に限らず発生しています。自分が注意していても、後ろからバイクやトゥクトゥク等に追突される事例が複数発生しており、いずれも見通しが悪くなる夕刻に発生しているので、注意が必要です。特に他の多くの国同様、タイにおいても歩行者優先ではないため、信号がある場所であっても横断時には十分注意が必要です。幅の広い道路を横切るときには、中央分離帯で一旦待って、安全を確認してから渡ることを励行してください。

### （2）　夜間の都市間移動（都県を跨る移動）について

深夜帯（22 時～5 時）の都県を跨ぐ都市間移動はなるべく控えてください。やむを得ず移動をする場合は、交通事故や犯罪リスクの低い最善の交通手段を選んでください。**夜行バスや、夜間のミニバンの利用は交通事故リスクが高いため、原則禁止です。**

その他「JICA 安全対策措置（タイ王国）」にて定める行動規範に必ず従ってください。

### （3）着任時オリエンテーション期間と任地赴任後約 1 か月間の移動制限

タイ渡航後はバンコク都内にて約 4 週間の着任時オリエンテーションを実施しますが、この期間は安全管理上の観点からバンコク都外への移動は禁止です。また、任地赴任後 1 か月間は任地外（他県等）への移動は控え、任地における人間関係づくりや情報収集に努め生活に慣れる期間としています。

## 7．　任国での運転について

タイでは現在、活動上運転が必要となる配属先はないため、**自動二輪・四輪（バイク、車）ともに購入・使用は全面的に禁止です。**

自転車は使用規程を順守の上、使用することができます。任地での生活や活動において自転車の使用が必要な場合は、事務所の使用承認を受ける必要があります。

## 8．　医療事情について

### （1）　かかりやすい病気

一年を通して流行するインフルエンザ、COVID-19、屋台食やカットフルーツなど不衛生な食品を通して感染する腸チフスや胃腸炎、蚊が媒介するデング熱が挙げられます。また、乾季にあたる 11 月～5 月にかけて PM2.5 などの大気汚染が非常に深刻になるため、呼吸器疾患が多くなります。狂犬病リスクも全土にあり、毎年死者が出ています。

### （2）　医療事情

バンコク都は周辺国からの医療搬送地となっており、特にインターナショナルを謳っている私立病院の医療レベルは高水準です。一方、地方では私立病院でも医療レベルにばらつきがあり、英語が通じないことも多くあります。風邪や下痢などの対応は問題ありませんが、長引く症状や重症度によっては、急性期治療はもちろん回復期の医療も念頭に置き、日本を含めどこで療養するのか判断する必要があります。
医療費は高額で、食中毒などの点滴目的入院であっても、1 泊 8 万円ほどかかります。
タイでは、 一部、キャッシュレス・メディカルサービス（以下、CMS)を利用できる医療機関がありますので、**出発前に共済会の CMS の申し込みをされることを強くお勧めします**。CMS は本人が共済会代表メール宛に申請する必要があります。 詳細は「国際協力共済会会員ハンドブック」を参照してください。 また、CMS が利用できない医療機関もありますので、クレジットカードをお持ちの方は携行されることをお勧めします。
持病があり、赴任後も継続治療や通院が必要な場合は、本邦主治医に英文診断書作成を依頼し持参してください。

### （3）　予防接種

腸チフスの流行地ですので、派遣前に腸チフスワクチンの接種を済ませることを推奨します。渡航前の接種が不可能な場合は、赴任後に医療機関を案内しますので、 オリエンテーションの期間中に自身で医療機関を受診し接種して下さい。ワクチンの在庫は流動的であるため、在庫がない場合は希望の日時に接種出来ない場合がある点につきご留意下さい。
麻疹（はしか）はしばしば流行しています。感染力が強いため、麻しんワクチンを未接種で罹患歴がない方、麻しんワクチンを 1 回のみ接種し罹患歴がない方、接種回数や罹患歴を確認できない方は派遣前の接種を強く勧めます。

### （4）　医薬品や衛生用品について

持病の処方薬（赴任後 3 か月分程度）はもちろん、常備薬や使用中の血圧計があれば持参することをお勧めします。市販薬については、総合感冒薬（風邪薬）、整腸剤、かゆみ止めの軟膏などは種類が少なく高額です。また、咳止め、鼻炎薬、胃腸薬などは薬局で容易

に購入できますが、タイ語表記であったり、欧米からの輸入品などで用量が多く効果が強すぎたりすることがありますので、使い慣れたものを持参することをお勧めします。
発熱疾患が多いので体温計を必ず携行してください。小さいボタン電池は入手しづらいので、替えの電池を併せて持参するとよいでしょう。
発熱した場合、先ず熱帯感染症を疑い、解熱鎮痛剤を服用する場合出血傾向を助長しないアセトアミノフェンを選択します。コンビニエンスストアでも購入可能ですが、特に赴任直後に体調を崩しやすいため、日本から携行することをお勧めします。
その他、包帯、ガーゼ、救急絆創膏、コンタクトレンズ用洗浄液(ハード用は入手不可、ソフトのみ)、不織布マスクやハンドジェル、フッ素入り歯磨き粉やデンタルフロスなどは現地調達可能です。生理用品も、日本メーカーのものがコンビニエンスストアなどで購入できます。

## 9．　防蚊対策について

ヤブ蚊が媒介するデング熱・チクングニヤ熱・ジカ熱は、全土で通年発生していますので、常に防蚊対策が必要です。虫よけスプレー、蚊帳、蚊とりマットやプッシュ式蚊とり、蚊取り線香などは現地調達可能です。
マラリアは、カンボジアやミャンマーとの国境など限られた地域で感染するリスクがあります。

## １０．その他

### （1）　王室について

タイでは国王、王室への尊敬の念が深く、国王、王室を侮辱した場合、不敬罪が適用され、さらに社会的にも厳しい批判を受けることになりますので、十分注意してください。

### （2）　仏教関係について

タイは仏教国であり、法律には宗教に関する規定が多く、寺院や仏像などを破損させたり、仏教儀式を侮辱、妨害したりする行為は厳しく罰せられます。

### （3）　服装に関して

基本的に、年間を通じて日中は 30 度を越える気温となります。但し、室内では冷房が効き過ぎる場合があるため、薄手のジャケット・カーディガン等上着を持参した方が良いでしょう。乾期（11 月から 2 月）には朝晩は 20 度以下に冷え込むことがあります。特に北部や東北部の山岳地帯では零度近くまで下がることもあるため、必要に応じて厚手の防寒着を用意してください。

タイ国では、日本以上に公私の区別など服装に対する十分な配慮が必要です。配属先での活動時や現地語学訓練時には、社会人としてきちんとした服装を心がけてください。

活動時の服装例：

| |
|---|
| 上衣：衿のあるシャツ・ブラウス。学校や施設はポロシャツも多い。（Ｔシャツは不可）<br>下衣：男性・・長ズボン。職種によってジャージ等（ジーンズ・半ズボンは不可）<br>女性・・教師はスカートが一般的だが長ズボンも可。介護施設等ではジャージ等。<br>（ズボンは公式な場面では好まれない）<br>全身真っ黒の服装は避けるのが無難（お葬式をイメージするようです）<br>靴　：原則として革靴。業務によってはスニーカーも可。（ビーチサンダル等は不可） |

**（4） 隊員住居に関して**

タイでは、外食文化が発達しているため、特に**単身用の住居ではキッチンがなく**、火気厳禁として料理をしない生活を想定した住居が一般的です。そのため、**隊員の住居も料理ができない**場合があります（電気調理器などは使用可能なケースあり）。また、洗濯機が設置されていない、もしくは設置できるような間取りになっていない住居が多いため、コインランドリーの利用が一般的です。また住居によっては温水ではなく水シャワーの場合があります。配属機関によっては、他の同僚と同居（シェアハウス）となる場合があります。

**（5） パソコンのアプリケーション（ワード、エクセル）について**

派遣期間中は様々な手続きで事務所に書類を提出する場面があり、ワードまたはエクセルでの提出が多くなります。パソコンにこれらのアプリケーションがインストールされておらず、互換性のある他のソフトを使用する場合、受け取った側がデータを表示できない、データが正しく表示されないことがあり、手続きが滞るケースが発生しています。可能な限り上記アプリケーションをインストールして使用できる状態にしてください。

## １１．　バンコク（スワンナプーム空港）到着時の注意事項

### （１）　入国審査について

**Official/Diplomatic PASSPORT 用ブースの利用が便利です。**（専用ブースがない場合もあります。一般ブースの利用も可能ですが、長蛇の列である場合が多く時間がかかります）。

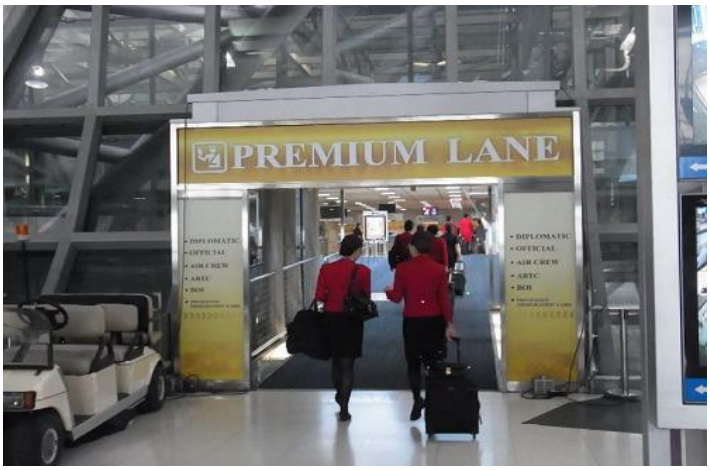


### （２）　入国スタンプにかかる注意事項

入国スタンプの VISA CLASS が「NON90」（滞在許可期間 90 日）であることを必ず確認してください。**間違えている場合には、必ず、その場で係官に申し出て修正してもらってください。**間違えたまま入国した場合には、バンコクでのオリエンテーション期間中に修正手続きをすることになりますが、その間、銀行口座開設や両替、VISA 延長手続きができない等、不都合が生じますので十分にご注意ください(以下の例参照)。

入国後、改めて、派遣期間に合わせた長期滞在ビザの取得手続きを行います。

例

パスポートの入国ビザが **90 日間有効**であることを確認してください。
（30 日間有効のスタンプを押印された場合にはその場で変更を依頼してください）

タイ入国ビザ（例）
ビザクラス　「NON90」
タイ入国日　「31 AUG 2009」
有効期限　「28 NOV 2009」
＊90 日間の有効期限であること

### （3） 入国後の事務所スタッフとの待ち合わせ場所

到着に合わせ、事務所スタッフが「Meeting Point」（下図参照）付近で出迎えます。入国審査、荷物受け取り、税関の順に進み、Exit B（もしくは Exit C）を出て、ターミナルビル内を右手にまっすぐ「Meeting Point」まで進んでください（目印に「JICA」のプレートをもって出迎えます）。なお、交通状況により、宿泊先まで 1 時間以上要する場合があります。空港内でお手洗い等は済ませたうえで「Meeting Point」に集合ください。

スワンナプーム空港略図

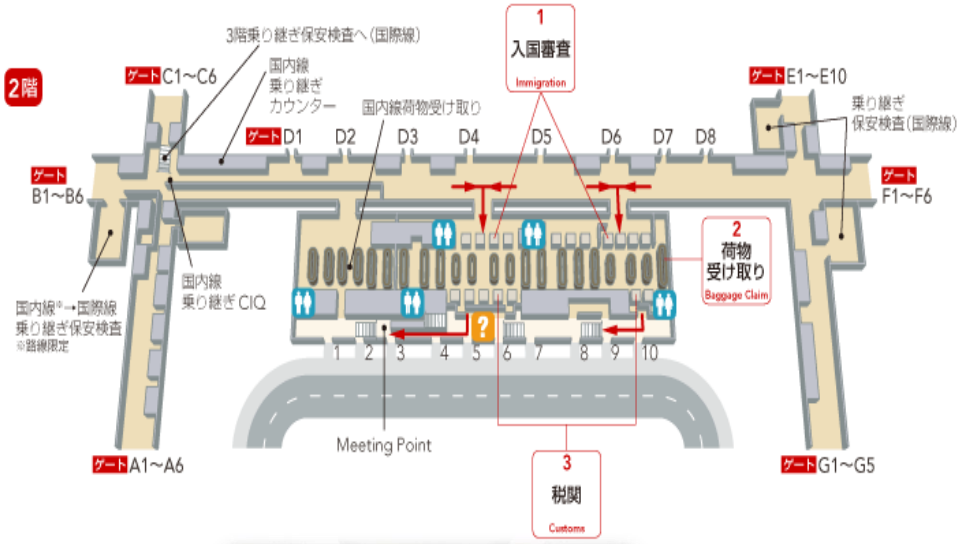

以上